

日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会・外交部会合同会議 次第

平成28年8月2日(火)
8時00分 706号室

1. 開会・挨拶 橋本 岳 外交部会長

2. 挨拶 稲田 朋美 政務調査会長
中曽根 弘文 日本の名誉と信頼を回復するための特命委員長

3. 議 事 ※冒頭、濱地雅一外務大臣政務官より挨拶
(1) カリフォルニア州教育カリキュラムにおける慰安婦問題の
記述について
説明：金杉 憲治 外務省アジア大洋州局長
(2) 日韓合意に基づく財団の立ち上げについて
説明：金杉 憲治 外務省アジア大洋州局長

4. 質 疑

5. 閉 会

【省庁出席者】

<外務省>

濱地大臣政務官、金杉アジア大洋州局長、船越大臣官房総務課長

米カリフォルニア州教育カリキュラム改訂

2016年8月
外務省

概要及び経緯

- 米国における教育プログラム改訂は州毎に行われるプロセス。なお、加州における前回改訂は2005年。
- 昨年11月、10年生用歴史教科書のカリキュラムに慰安婦問題を盛り込もうとする韓国系団体の動きが報じられる。その後、昨年12月に公表された同カリキュラム原案は別紙①のとおり。
- 本年1～2月パブリックコメント募集。様々な個人・団体より膨大な数のコメントが寄せられる。右を集計し検討した結果、教育委員会に提出するカリキュラム案として5月に決定された案文は別紙②のとおり。①の原案から「連れ去られた性奴隷」と「20世紀最大の人身取引の一例」という文言が削除された。
- 7月14日、州教育委員会が改訂案(別紙②)を採択。その際「昨年12月の日韓合意に基づく日韓両国政府の取組についても盛り込む」ことを併せ決定。同26日、州教育委員会ウェブサイトに掲載された最終的な文言は別紙③のとおり。
- 改訂カリキュラム自体に教科書中の具体的記述に対する拘束力はなく、今後右がどこまで反映されるかは各教科書会社の判断による。

カリフォルニア州教育カリキュラム改訂案の変遷

①2015年12月に公表された原案

「慰安婦は、戦前及び戦時中、日本軍によってその支配する領域から連れ去られた性奴隷の婉曲表現である。慰安婦は、組織化された性奴隷の一例として、また、20世紀最大の人身取引の一例として教えることができる。慰安婦の総数は、様々な説があるが、日本の占領中、数十万人の女性がこのような状況を強いられたというのが最も有力である。」



②修正版(2016年7月14日(現地時間), 教育委員会で採択)

「慰安婦は、戦前及び戦時中、日本軍によってその支配する領域で性的サービスを強いられた女性の婉曲表現である。慰安婦は、組織化された性奴隷の一例として教えることができる。慰安婦の総数は、様々な説があるが、日本の占領中、数十万人の女性がこのような状況を強いられたというのが最も有力である。」



③最終版(2016年7月26日(現地時間)に公表)

「慰安婦は、戦前及び戦時中、日本軍によってその支配する領域で性的サービスを強いられた女性の婉曲表現である。慰安婦は、組織化された性奴隷の一例として教えることができる。慰安婦の総数は、様々な説があるが、日本の占領中、数十万人の女性がこのような状況を強いられたというのが最も有力である。2015年12月28日、日韓両国政府は、慰安婦問題に関する合意に達した。この合意については、http://www.mofa.go.jp/a_o/na/kr/page4e_000364.html(別添)で見ることができる。」

Japan-Republic of Korea Relations

Announcement by Foreign Ministers of Japan and the Republic of Korea at the Joint Press Occasion

December 28, 2015

[Japanese](#)

[Korean](#)

[Tweet](#)

[Like 302](#)

[e-mail](#)



1. Foreign Minister Kishida

The Government of Japan and the Government of the Republic of Korea (ROK) have intensively discussed the issue of comfort women between Japan and the ROK at bilateral meetings including the Director-General consultations. Based on the result of such discussions, I, on behalf of the Government of Japan, state the following:

(1) The issue of comfort women, with an involvement of the Japanese military authorities at that time, was a grave affront to the honor and dignity of large numbers of women, and the Government of Japan is painfully aware of responsibilities from this perspective. As Prime Minister of Japan, Prime Minister Abe expresses anew his most sincere apologies and remorse to all the women who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as comfort women.

(2) The Government of Japan has been sincerely dealing with this issue. Building on such experience, the Government of Japan will now take measures to heal psychological wounds of all former comfort women through its budget. To be more specific, it has been decided that the Government of the ROK establish a foundation for the purpose of providing support for the former comfort women, that its funds be contributed by the Government of Japan as a one-time contribution through its budget, and that projects for recovering the honor and dignity and healing the psychological wounds of all former comfort women be carried out under the cooperation between the Government of Japan and the Government of the ROK.

(3) While stating the above, the Government of Japan confirms that this issue is resolved finally and irreversibly with this announcement, on the premise that the Government will steadily implement the measures specified in (2) above. In addition, together with the Government of the ROK, the Government of Japan will refrain from accusing or criticizing each other regarding this issue in the international community, including at the United Nations.

2. Foreign Minister Yun

The Government of the Republic of Korea (ROK) and the Government of Japan have intensively discussed the issue of comfort women between the ROK and Japan at bilateral meetings including the Director-General consultations. Based on the result of such discussions, I, on behalf of the Government of the ROK, state the following:

- (1) The Government of the ROK values the GOJ's announcement and efforts made by the Government of Japan in the lead-up to the issuance of the announcement and confirms, together with the GOJ, that the issue is resolved finally and irreversibly with this announcement, on the premise that the Government of Japan will steadily implement the measures specified in 1. (2) above. The Government of the ROK will cooperate in the implementation of the Government of Japan's measures.
- (2) The Government of the ROK acknowledges the fact that the Government of Japan is concerned about the statue built in front of the Embassy of Japan in Seoul from the viewpoint of preventing any disturbance of the peace of the mission or impairment of its dignity, and will strive to solve this issue in an appropriate manner through taking measures such as consulting with related organizations about possible ways of addressing this issue.
- (3) The Government of the ROK, together with the Government of Japan, will refrain from accusing or criticizing each other regarding this issue in the international community, including at the United Nations, on the premise that the Government of Japan will steadily implement the measures it announced.

Related Link

- [Japan-ROK Summit Meeting \(November 2, 2015\)](#)
- [Japan-ROK Foreign Ministers' Meeting \(November 1, 2015\)](#)
- [Japan-Republic of Korea Relations](#)

[Page Top](#)

[Back to Japan-Republic of Korea Relations](#)

About Us

- [Ministers](#)
- [Officials](#)
- [Organization](#)
- [Location](#)
- [Embassies & Consulates](#)
- [Diplomatic Archives](#)
- [About this Site](#)

News

- [Press Releases](#)
- [Press Conferences](#)
- [Speeches](#)
- [Interviews & Articles](#)
- [Other Information](#)

Foreign Policy

- [Diplomatic Bluebook](#)
- [Japan's Security / Peace & Stability of the International Community](#)
- [Global Issues & ODA](#)
- [Economic Diplomacy](#)
- [Public Diplomacy](#)
- [Others](#)

Countries & Regions

- [Asia](#)
- [Pacific](#)
- [North America](#)
- [Latin America and the Caribbean](#)
- [Europe](#)
- [Middle East](#)
- [Africa](#)

Consular Services

- [Visa / Residing in Japan](#)
- [Certification](#)
- [Information about Japan \(Links\)](#)
- [The Hague Convention](#)

[Legal Matters](#) [Accessibility](#) [Privacy Policy](#)

Copyright © Ministry of Foreign Affairs of Japan

2-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8919, Japan [MAP](#) Tel: +81-(0)3-3580-3311

日韓両外相共同記者発表

1. 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

①慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

②日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

③日本政府は上記を表明するとともに、上記②の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

2. 尹(ユン)外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

①韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1. ②で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

②韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

③韓国政府は、今後日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

(了)

慰安婦問題に係る日韓合意(財団について)

平成28年8月
外務省

7月27日、韓国政府は、日韓合意に基づく財団（「和解・癒やし財団」）が28日に設立される旨発表し、同28日、第1回理事会が開催された。財団の概要等は以下のとおり。

【事業内容】

財団は、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行う。（※現在、日韓両政府の間で事業の実施などについて調整中であり、財団への日本側からの資金の支出のタイミングは未定。）

【メンバー】

金兌玄 (キム・テヒョン)	誠信女子大社会福祉学科名誉教授 (財団理事長)
金教植 (キム・ギョク)	アジア信託会長
陳昌洙 (チン・チャンス)	世宗研究所所長
沈揆先 (シム・ギョソ)	東亜日報大記者
李元徳 (イ・ウォンドク)	国民大学国際学部教授
李恩庚 (イ・ウンギョ)	法務法人サンジ代表弁護士
金在蓮 (キム・ジエリョン)	法務法人オンセサン代表
曹喜庸 (チョ・ヒョン)	国立外交院日本研究センター所長
鄭炳元 (チョン・ヒョヌン)	外交部東北アジア局長
任寛植 (イム・グァンソク)	女性家族部権益増進局長

慰安婦問題に係る日韓合意(財団について)

【7月28日当日の流れ】

- 10時～ 理事会
- 11時～ 看板設置式
- 11時45分～ 記者会見

【反対派による妨害】

- 当初、28日11時15分に記者会見開始予定であったが、会見開始前に10数名の学生が会場に乱入。警察との揉み合いの末、学生は強制退去。
- 会見終了後、金理事長はある男に催涙スプレーのようなものを吹き付けられ、目を負傷し、病院に搬送。
- 病院での処置が終わり、同日中に、金理事長は病院を出た模様。

【第1回理事会終了後の記者会見における金理事長の発言概要】 (※理事会そのものは非公表)

- 5月31日に財団設立準備委員会が発足し、3回にわたる会議の開催を経て、定款等を確定し、財団が設立された。
 - 昨日(7月27日)の昼食時、元慰安婦の方々及び家族達数人と食事をし、財団発足事実や方向性を報告した。
 - 自分(金理事長。以下同じ。)は準備委員会委員長に就任して以降、37人の元慰安婦(注：昨年12月28日46人存命、現在は40人)の方々与会った。自分が予想していたよりは、元慰安婦の方々は自分を暖かく迎えて下さり、財団の事業について励ましてくれた。少数を除き財団の事業に参加意思を表明。
 - 財団の発足を受け入れることができずにいる方々もいるが、被害者に心から歩み寄る姿を見せれば、道を並んで一緒に歩く日が来ると信じている。
 - 「おばあさん」が真に何を望むのか、どのようにすれば心が慰められ、肯定的に生きることができるのか、ニーズに合わせた支援をしようとする。
- (注：現在、日韓両政府の間で事業の内容等などについて調整中。)

日韓外相会談における慰安婦問題に係る合意に関する決議

平成28年1月26日
自由民主党
外交部会
外交・経済連携本部
日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会

平成27年12月28日の日韓外相会談後に両国外相が発表した日本と韓国の合意事項について、平成28年1月6日、自由民主党外交部会・外交・経済連携本部・日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会合同会議において、政府の報告を求め議論を行った。

合同会議では、両国間で懸案となっていた慰安婦問題について、最終的かつ不可逆的に解決するという安倍首相および朴大統領の政治的決断は極めて重要であり、日本と韓国を含む北東アジアの現下の情勢を勘案し評価すべきであるという意見が出された。

一方で、慰安婦問題に関する誤った認識が定着しかねないこと、旧民間人徴用工をめぐる問題等日韓請求権協定において解決済みとされている課題への影響、被災地等の一部地域からの水産物の輸入を韓国が停止していることについて懸念する意見等もあった。

こうした議論を踏まえ、わが党としては、今般の日韓両国の合意を強く支持し、今後の日本政府の対応を最大限支えつつ、わが国の名誉と信頼を回復するための検討を引き続き進めることを表明するとともに、政府に対し下記の点についての的確に対策を講じられることを要望する。

記

1. 今回の合意を着実に実施することで、慰安婦問題を最終的かつ不可逆的に解決し、未来志向の日韓新時代を切り拓くとともに、日韓両国が北東アジア地域の平和と繁栄のため、積極的に協力して共に役割を果たすこと。
2. 国際社会の中で発表された今回の合意について、双方による合意の着実な履行が肝要であり、日本政府が合意した内容について、責任をもって誠実かつ着実に実施すること。また韓国政府が合意した内容について、同様に実施されるよう継続的なフォローアップを続けること。

3. 在韓国日本大使館前の慰安婦像は、わが国在外公館の安寧と威厳を傷つけるものであり、外交関係に関するウィーン条約上問題があるものである。早期に撤去されるよう、韓国側への働きかけをさらに強化すること。
4. 日本が予算を拠出し、日韓両国政府が協力して実施する「元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒しのための事業」が、真にその目的に沿ったものとなるよう、韓国政府と真摯に協議を行うこと。また事業の実施にあたっては、日本国民に対する説明責任を果たすこと。
5. 慰安婦問題に関し、平成26年8月5日、朝日新聞は「日本が韓国において慰安婦を強制連行した」等とする記事の取り消しと謝罪を行った。しかし、これらの記事に依拠したと思われる認識が、米国の一部教科書の記述等、世界中に流布されている。引き続き、客観的事実に基づく認識が各国で形成されるよう、官民連携した対外発信を一層強化し、事実と異なる場合に訂正を求める等必要な対応を行うこと。また、韓国国民の対日認識改善に資するよう、青少年交流を一層促進すること。
6. 慰安婦問題を含め、日韓間の財産権・請求権の問題は昭和40年の日韓請求権・経済協力協定で最終的に解決済みというわが国の立場に変化がないことを確認し、旧民間徴用工問題等の他の問題についても、引き続き主張を続けること。
7. 被災地等の一部地域から水産物の輸入を規制している問題等、その他の両国間の課題についても、引き続き韓国と粘り強く協議を行うこと。
8. 「女性が輝く社会」の実現に向け、紛争下における女性の権利侵害の防止・権利保護の分野を含め、女性の能力強化、権利の保護・促進の分野で国際的に指導的役割を果たすこと。
9. 韓国以外の国・地域については、個別の状況を踏まえつつ、引き続き誠実に対応を行うこと。

以上